

議事要旨(4)「『棚卸資産の評価基準に関する論点の整理』の公表について」

承認された標記論点の整理(以下、「本論点整理」という。)は、次の8つの論点から構成されている。

- 【論点1】原価法と低価法の選択適用の見直し
- 【論点2】低価法の適用除外とする場合
- 【論点3】低価法適用時の時価
- 【論点4】洗替え法と切放し法
- 【論点5】低価法の適用単位(グルーピングの可否)
- 【論点6】評価方法と低価法の適用
- 【論点7】損益計算書における低価法評価損の計上区分
- 【論点8】金融投資として考えられる棚卸資産の時価評価

【論点1】が本論点整理の基本論点であり、低価法を唯一の評価基準とすることの考え方について挙げている。【論点2】から【論点7】は、評価基準を低価法とした場合に生じる論点となり、【論点8】はその他の論点である(各論点の概要については、平成17年10月19日(水)に公表された「コメントの募集」の本論点整理の概要を参照)。

http://www.asb.or.jp/summary_issue/lcm/lcm.html

なお、本論点整理に対するコメントは、平成17年12月12日(月)まで募集している。

【論点6】に関連して、CESR(欧州証券規制当局委員会)の技術的助言(2005年7月5日)において、補完措置の追加開示(開示B)を求められている後入先出法についても併せて検討する必要があるのではないかという意見があった。この点については、当初の棚卸資産専門委員会設置の目的が、評価基準(原価法と低価法の選択適用や時価評価)の見直しを検討することとしており、評価方法(平均法、先入先出法、後入先出法等)の検討は対象としていないこと、また企業は国際的にも認められている後入先出法以外の評価方法を採用することができるため大きな問題とはならないこと等から、今後の審議の過程で、必要性があれば別の機会で検討することとし、現段階においては検討の対象としないことを改めて確認した(本論点整理第51項の脚注にその旨を追加記載)。

以上